

② 屋外広告物の表示には許可が必要です

県では、毎年9月を「屋外広告物美化強調月間」として定め、屋外広告物の適正な表示を徹底し、うるおいのある美しいまちづくりを推進しています。

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、のぼり旗、はり紙等をいいます。これらを表示する際は、原則として市長の許可を受ける必要があります。

また、屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められており、許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になります。

市では、まちの良好な景観の形成や公衆に対する危害防止のため、茨城県屋外広告物条例をもとに、屋外広告物の表示場所、表示面積、高さ等を規制しています。条例の規程を順守した表示や管理を行い、美しいまちづくりを目指しましょう。

主な規制の例

1 自己の店舗等から離れた場所に表示する場合

禁止地域、禁止物件には、原則として広告物を表示できません。

禁止地域：道路又は鉄道の敷地境界から一定の範囲内（一部の用途地域内を除く。）、信号機の付近、道路標識の付近等

禁止物件：信号機、道路標識、街路樹等

2 自己の店舗等に店名、取扱商品名等を表示する場合（自家広告物）

高さ、色彩、形態等の基準を満たし、一定の面積以下の自家広告物は、禁止地域でも表示することができます。

なお、一定の面積以上の自家広告物を表示する際には、市長の許可を受ける必要がありますので、お問い合わせください。

問 都市計画課（内線 586）

③ 秋の全国交通安全運動を実施します

9月21日（金）～30日（日）までの10日間、「見えてても 早めにつけよう 知らせるライト」のスローガンのもと、秋の全国交通安全運動を実施します。また、9月30日（日）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。笠間市内においても、高齢者の交通事故が多発しています。私たちひとり一人が交通ルールを守り、マナー意識の向上に努めましょう。運転者は、子どもや高齢者を見かけたらその行動に充分注意し、減速・徐行・一時停止するなど思いやり運転に努めましょう。

問 市民活動課（内線 135）

④ 第70回 水戸一高歩く会にご協力ください

今年で70回目を迎える水戸一高の歩く会が、「筑波コース」で実施されます。約1,000名の生徒たちが市内の沿道を歩きますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

日時 10月13日（土）～14日（日）（雨天時は10月20日（土）～21日（日））

コース 【13日】 旧有明中学校：午前10時45分出発→板敷山前バス停→JGM 笠間ゴルフクラブ→東小池→笠間総合公園→笠間小学校（中休止）：午後4時30分～6時15分
→旧笠間東中→下古内公民館→常北小→常北中（大休止）：午前0時到着

【14日】 常北中出発→上入野公民館→水戸飯富特別支援学校→横須賀急送→水戸一高

問 歩く会実行委員会（県立水戸第一高等学校内） Tel 029-231-0694 FAX 029-225-5694